



## ライフジャケットの着用義務拡大!

命を守ります!

ライフジャケットが



2017ミス日本「海の日」三上 優

写真提供: (株)海技資格能力センター

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります!

平成30年2月1日以降、違反罰則が引き上げます。

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

平成30年2月1日から、小型船舶※の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケット(救命胴衣)を着用させることが船長の義務になりました。

また、着用するライフジャケットは、国の安全基準に適合したものを着用する必要があります。

ライフジャケットは、備え付けのものではなく、個人で持ち込んだものを着用することも可能です。ただし、乗船する小型船舶の用途、航行区域及び構造によってライフジャケットの要件に違いがあり、用途に合ったものを着用しなければ違反になりますので注意しましょう。

※「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に定められた小型船舶をいう。

### ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください! 軽く着けやすいものが開発されています!



第二管区海上保安本部 海の安全推進室

宮城県塩釜市貞山通3-4-1

(代表) 022-363-0111

(直通) 022-365-9609



漁船かわら版

検索

# 違反すると処分あり!

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！  
5点以上で免許停止の対象となります！



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

## 適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



防波堤内の係留船上にいる方



船外で泳ごうとする方



専用装備で海上スポーツをする方



船長が定めた安全場所にいる方



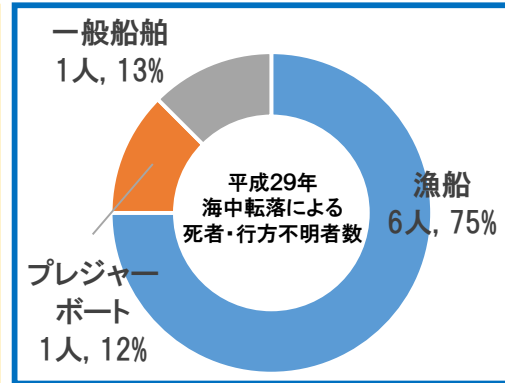
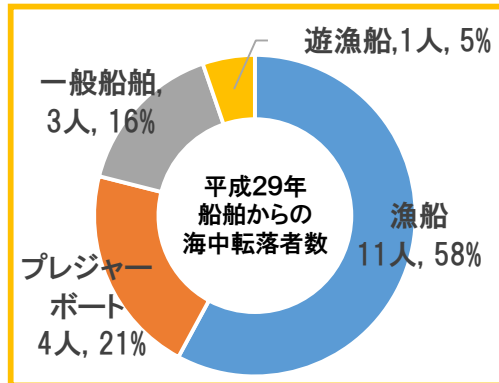
着用する必要がありません

できるだけ着用して下さい

## 船舶からの海中転落事故の発生状況

平成29年に発生した船舶からの海中転落者は19人で、船舶種類別にみると漁船が11人と最も多い結果となっています。また、海中転落者による死者・行方不明者8人を船舶種類別にみると、同様に漁船が6人と最も多くなっています。

海に転落した時、ライフジャケット着用者の生存率は非着用者の2倍以上です！  
万が一の場合に備え、ライフジャケットを着用しましょう。



## H30 東北地方 漁船事故発生状況 (2月末現在)

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

0隻

0隻

0隻

0隻

0隻

0隻

死者数：0人